

福島県青少年健全育成条例施行規則

改正
 昭和五十三年八月十五日 規則第四十九号
 平成五年三月九日 規則第六号
 平成六年十二月六日 規則第一三一号
 平成十年九月二十九日 規則第八十六号
 平成十一年三月三十日 規則第二十九号
 平成十六年三月二十六日 規則第二十四号
 平成十六年十二月二十四日 規則第八十八号
 平成十七年三月四日 規則第十七号
 平成十九年三月二十日 規則第十三号

(有害興行の指定の基準)

- 第一条 福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号。以下「条例」という。)第十七条第一項第一号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (一) 全裸、半裸又はこれらに近い状態で卑わいな姿態を描写し、又は表現し、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
 - (二) 性交又はこれに類する性行為を露骨に描写し、若しくは表現し、又は容易に連想させ、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
 - (三) 自慰若しくは排せつの姿態又は変態性欲に基づく行為を露骨に描写し、又は表現し、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
- 2 条例第十七条第一項第二号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (一) 暴力を肯定し、又は賛美するように描写し、又は表現しているもの
 - (二) 殺人、傷害、暴行等の行為又は言語等により人に精神的苦痛を与える行為を刺激的に描写し、又は表現しているもの
 - (三) 前二号に掲げるもののほか、描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に粗暴性又は残虐性を助長するおそれのあるもの
- 3 条例第十七条第一項第三号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (一) 自殺又は刑罰法規に触れる行為を肯定し、又はこれらの行為の実行を勧めるような表現をしているもの
 - (二) 自殺又は刑罰法規に触れる行為の手段を模倣できるように詳細に又は具体的に描写し、又は表現しているもの
- (有害興行の指定等の揭示)

第一条の二 条例第十七条第三項の規定による揭示は、様式第一号によるものとする。

(有害な図書類とする図書等の内容)

- 第二条 条例第十八条第二項第一号の規則で定める写真又は絵画は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。
- (一) 全裸、半裸又はこれらに近い状態で卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
 - ア 大たい部を開いた姿態
 - イ 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
 - ウ 自慰の姿態
 - エ 排せつの姿態
 - オ 愛ぶの姿態
 - カ 緊縛の姿態
 - (二) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - ア 性交又はこれを連想させる行為
 - イ ごうかんその他の凌辱行為
 - ウ 同性間の行為
 - エ 変態性欲に基づく行為
- 2 条例第十八条第二項第二号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。
- (有害図書類の陳列の方法)
- 第二条の二 条例第十八条第四項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法により他の図書類と区分し、かつ、図書類の販売又は貸付けの業務に従事する者が容易に監視できる場所に陳列する方法とする。
- (一) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所にまとめて陳列すること。
 - (二) 棚板の前面から二十センチメートル以上張り出した仕切り板(透視できない材質のものに限る。以下同じ。)を設け、当該仕切り板と仕切り板との間又は当該仕切り板と壁面との間にまとめて陳列すること。
 - (三) 他の図書類を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた位置にある棚にまとめて陳列すること。
 - (四) 図書類の販売又は貸付けの業務に従事する者が常駐する場所から半径五メートル以内の場所にまとめて陳列すること。
 - (五) 床面からの高さが百五十センチメートル以上の位置に、背表紙のみが見えるようにし、かつ、まとめて陳列すること。
 - (六) 前各号に掲げる方法を講ずることが困難な場合には、有

害図書類をビニール包装、ひも掛けその他の方法による容易に閲覧することができない状態にし、かつ、まとめて陳列すること。

(有害ながん具類の指定の基準)

- 第三条 条例第二十条第一項第一号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (一) 性行為を露骨に表現し、又は容易に連想させ、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
 - (二) 性行為の用具として使用できるもので、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
 - (三) 前二号に掲げるもののほか、これらの基準に該当するものと同程度に著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
- 2 条例第二十条第一項第二号の規則で定めるものは、銃砲若しくは刀剣類をかたどつたもので実物に酷似したもの又は人の身体を自由に奪い、若しくは苦痛を与えるもので、犯罪を誘発するおそれのあるものとする。
- 3 条例第二十条第一項第三号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (一) 弾丸、矢その他の物を発射するのに適し、又はその物自体が投げるのに適したもので、物を発射し、又はその物を投げることにより、人を殺傷するおそれが高いもの
 - (二) 家庭用、学習用及び業務用に使用されるもの以外の刃物で、容易に人を殺傷し得るもの
 - (三) 火薬その他爆発性の物質を内包することができるもので、人を殺傷するおそれが高いもの
 - (四) 前三号に掲げるもののほか、これらの基準に該当するものと同程度に著しく人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのあるもの
- (有害ながん具類とするがん具の形状等)
- 第三条の二 条例第二十条第二項第三号の規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (一) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
 - (二) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵又は装着可能な構造を有するもの
 - (三) 全裸又は半裸の人形(気体又は液体を充てんし人形とするものを含む。)
- (自動販売機等管理者の設置)
- 第四条 条例第二十条の第二項ただし書の規則で定める自動販売機等は、図書類等販売業者がその住所地(法人にあつては、主たる事務所の所在地)と同一の市町村内に設置する自動販売機等とする。
- 2 条例第二十条の第二項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (一) 未成年者でないこと。
 - (二) 自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に居住していること。
 - (三) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、図書類等販売業者から一切の権限を付与されていること。
 - (四) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。
- (自動販売機等の設置等の届出)
- 第五条 条例第二十條の三第一項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書(様式第二号)により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (一) 法人にあつては、その登記事項証明書
 - (二) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
 - (三) 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類
 - (四) 自動販売機等管理者が前条第二項第三号及び第四号の要件を満たすことを証する書類
- 3 条例第二十條の三第二項の規定による届出は、自動販売機等届出事項変更(使用廃止)届出書(様式第三号)により行うものとする。
- 4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (一) 条例第二十條の三第一項第一号に規定する事項の変更の場合には、法人にあつてはその登記事項証明書、個人の氏名の変更にあつてはその戸籍抄本
 - (二) 条例第二十條の三第一項第二号に規定する事項の変更の場合には、第二項第四号に掲げる書類
 - (三) 条例第二十條の三第一項第四号に規定する事項の変更の場合には、第二項第三号に掲げる書類
- 5 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の五第一項に規定する本人確認情報をいう。)について、同法第三十條の七第五項第二号の規定によるその提供を受けることができないうとき、又は同法第三十條の八第一項第二号の規定によるその利用ができないうときは、自動販売機等設置届出者及び自動販売機等届出事項変更届出者に対し、当該者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
- (一) 自動販売機等設置届出者及び自動販売機等届出事項変更届出者(個人である場合に限る。)
 - (二) 自動販売機等管理者
- (自動販売機等の届出済証)
- 第六条 条例第二十條の四第一項の届出済証は、自動販売機等届出済証(様式第四号)とする。

- 2 条例第二十條の四第二項の規定による申請は、自動販売機等届出済証再交付申請書(様式第五号)により行うものとする。
- (遊技営業等の場所への立入禁止等の掲示)
- 第七条 条例第二十三條の二第五項の規定による掲示は、様式第六号によるものとする。
- (身分証明書)
- 第八条 条例第二十九條第四項に規定する同条第一項の規定による権限を行使する者の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第七号)とする。
- (推奨等の申出)
- 第九条 条例第三十八條の規定による推奨又は指定若しくは指定の取消しの申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。
- (一) 申出をする者の氏名又は名称及び住所
 - (二) 申出の対象に係る事項
 - (三) 推奨又は指定若しくは指定の取消しをすることが適当であると認める理由
 - (四) 申出の年月日
- 附則
- この規則は、昭和五十三年十月一日から施行する。
- 附則(平成五年規則第六号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附則(平成六年規則第三百一十一号)
- この規則は、平成七年二月一日から施行する。
- 附則(平成十年規則第八十六号)
- この規則は、平成十年十一月一日から施行する。
- 附則(平成十一年規則第二十九号)
- この規則は、平成十一年四月一日から施行する。
- 附則(平成十六年規則第二十四号)
- この規則は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、第四条第二項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附則(平成十六年規則第八十八号)
- この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 附則(平成十七年規則第十七号)
- この規則は、平成十七年三月七日から施行する。
- 1 この規則は、平成十六年法律第一二三号。以下「新法」という。(附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされている新法による改正前の不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、新法第一一九条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第一二四号。以下「整備法」という。)(第五

- 十三條第五項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第五十二條の規定による改正前の商業登記法(昭和三十八年法律第一二五号)第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、整備法第五十二條の規定による改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
- 附則(平成十九年規則第十三号)
- 1 この規則は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第二条の3及び様式第一号の二を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県青少年健全育成条例施行規則様式第六号による身分証明書は、改正後の福島県青少年健全育成条例施行規則様式第七号の規定身分証明書とみなす。